

# 医療機関における個人情報

- カルテ、レセプト、処方箋、紹介状、看護記録、手術記録、検査記録等に記載された診療情報。  
医師の評価、意見が記載されていても個人情報
- 固定電話、携帯電話の通話記録  
個人が識別できるものは個人情報
- メールアドレス  
個人が識別できるものは個人情報
- 職員の名簿、人事評価情報  
開示請求に対して業務の適正な実施に支障がある場合はその限りではない。
- 死者の情報  
法律上は適用外。医療は別

# 医療機関における医療情報

- **診療目的の利用**  
医療チームに用共有と診療 = オーダーエントリ、電子カルテ
- **病院管理のための利用**  
診療報酬請求 = 電子レセプト  
病院管理 = 感染、医療事故の報告と集計・分析
- **行政的利用**  
保健所への報告義務 = 法定感染症、診療記録の監査  
警察への報告 = 過失死、事故死、原因不明死
- **医学研究への利用**  
治験、臨床試験、追跡調査、データマイニング

# 医療・介護におけるプライバシーと個人情報保護

- 患者の個人情報の秘密は、患者の死後も守らなければならない。ただし、患者の子孫が自らの健康上の危機に関する情報を知る権利は例外的に認められる。
- 秘密情報の開示は患者本人が明快な承諾を与えるか、法律にはっきり規定されている場合のみ許される。
- 患者の特定が可能なデータは保護されなければならない。そのデータ保護はその保存形態に応じて適切になされなければならない。
- **背景**  
**秘密保持に関する患者の権利(患者の権利宣言 リスボン宣言)**

# 医療・介護における個人情報保護のガイドライン

- **医療・一般**

**医療・介護関係者事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン**

<http://www.mhlw.go.jp>

- **医療・研究**

**経済産業分野のうち、個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン**

<http://www.meti.go.jp>

# 個人情報保護法とセキュリティ管理

- **どの医療機関もなすべきこと**
  1. **個人情報保護方針を定めて文書化する。**
  2. **コンプライアンス・プログラムの策定組織を作る。**
  3. **コンプライアンス・プログラムの策定の作業計画を立てる。**
  4. **個人情報保護方針を組織に徹底する。**
  5. **個人情報を特定する。**
  6. **現状をチェックする。**
  7. **対策を立てる。**
  8. **優先度の高いものから実行する。**
  9. **運用状況をチェックし法律要件を満たしているか監査する。**

コンプライアンス。プログラムとは個人情報保護の体制構築と運営をマネジメントシステムによって実現する方法論であり枠組みである。
- **必要に応じてISMSまたはPMの認定を受ける。**

# 法的処置

条文	主務大臣の関与	制裁
32条	主務大臣に対する報告義務に従わなかった場合	1. 法人または人の使用者の両罰規定 2. 30万円以下の罰金
34 - 2条	主務大臣の勧告に従わなかった場合	1. 法人または人の使用者の両罰規定 2. 30万円以下の罰金又は六ヶ月以下の懲役
34 - 3条	主務大臣の中止命令、是正処置違反	1. 法人または人の使用者の両罰規定 2. 30万円以下の罰金又は六ヶ月以下の懲役

# もし情報漏洩があったとしたら

- 最大のリスクは医療機関の信用の失墜であり、患者がこなくなる赤字 倒産も考えられる。
- 個人情報保護法による罰則以外にも民事による損害賠償訴訟が考えられる。
- リスク回避
  1. 賠償保険  
医療機関に対する対応は各社ばらばらだが、AIUのように受けない損害保険会社もあり各社対応がバラバラである。
  2. しっかりした管理体制構築が最大のリスク回避。収入に繋がらない投資は誰もしたくないのが人情だが、**備えあれば憂いなし**